

7 内分泌かく乱物質（いわゆる環境ホルモン）について

(1) 内分泌かく乱物質の概要

- ア 我が国では、10万種に及ぶ化学物質が製造・使用されており、その中の1,000種類を超える物質が人の健康や生態系に影響を及ぼすと指摘されている。
- イ こうした化学物質は、従来、急性毒性、慢性毒性、発がん性という人の健康影響から捉えられてきたものであるが、近年、生体のホルモン代謝への影響という新たな視点も含めて捉えるべきとの指摘があり、いわゆる環境ホルモンが注目されることとなった。
- ウ 内分泌かく乱物質は、体内に入ると天然のホルモンと同様の働きをして、ごく微量でも内分泌作用をかく乱すると言われている。
- エ これまでの研究から、野生生物ではカモメやワニの生殖異常、人では精子の数の減少などの報告例がある。我が国では、船舶の塗料に含まれる有機スズによる巻貝のオス化が報告されている。
- オ 環境省は「内分泌かく乱作用の疑いのある物質」として65物質を公表し、調査研究を行ったところ、5物質について海産巻貝や魚類に対して内分泌かく乱作用が認められた。ラットやヒトに対しては、現在暴露のおそれがある濃度において内分泌かく乱作用のある物質は認められなかった。5物質に農薬は含まれていない。

(2) 内分泌かく乱作用の疑いのある農薬に対する農林水産省の基本的考え方

- ア 環境省から公表された化学物質は、文献等において内分泌かく乱作用を持つ疑いがあるとされた化学物質を集めたものであり、同作用を持つと確認されたものではない。
- イ 農薬の登録にあたっては、18項目にわたる毒性試験や残留性に関する試験の成績等を検査し、安全性が確認されたものに限って登録している。
- ウ これらの試験の中で、2世代に及ぶ繁殖試験や催奇性試験等により、生殖能力や次世代への影響や母体や胎児への影響についても安全性を確認しており、直ちにその使用を規制する等の措置を講ずる必要はないものと考えている。